

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

誰もが安心して生活できる地域づくりのため、民生委員・児童委員は地域を見守り、住民の身近な相談相手となり、専門機関へのつなぎ役として、日々活動しています。

《詳細》高齢福祉課
☎25-2872

民生委員と主任児童委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のために、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する特別職（非常勤）の地方公務員です。ボランティアとして活動するため、給与・報酬は支給されませんが、交通費や通信費、研修参加などの活動に必要な経費は定額で支給されます。

全ての民生委員は児童福祉法による児童委員も兼ねています。中でも児童福祉部門を専門に担当する人を「主任児童委員」といいます。

室蘭市の民生委員の定数は56人で、1人当たりおおむね120世帯〜280世帯を担当しています。また、主任児童委員の定数は24人で、民生委員の中から任命されます。民生委員の任期は3年間で、再任もできます。現委員の任期は今年11月までで、12月に一斉改選となり、任期は令和4年12月から令和7年11月までとなります。

民生委員・児童委員の活動調査活動

住民の相談に適切に対応できる体制づくりや、福祉サービスを必要とする人を発見するなど、担当地区の実情把握に努

めます。

市では、毎年6月に70歳以上を対象とした「高齢者実態調査」を実施しています。〈令和2・3年度は新型コロナウイルスの影響で中止〉

相談活動

住民の抱えるさまざまな問題を、相手の立場に立って相談に応じます。

情報提供活動

相談者や援助を必要とする人に、利用できる福祉制度やサービスなどの情報を提供します。

連絡・通報・調整活動

個々のニーズに沿った福祉サービスが受けられるよう、関係行政機関や福祉施

設、福祉団体などに連絡し、必要な対応を促すつなぎ役を務めます。

生活支援活動

支援を必要とする人に対し、生活支援活動を行うとともに、ボランティアグループなどと連携し、地域での支援体制づくりに努めます。

意見具申活動

日々の活動で得た問題点や改善策について、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通じて関係機関に意見提起します。

主任児童委員の活動

児童福祉関係機関・施設等との連絡

保護指導の必要な児童の発見と、発見後の児童相談所への連絡などを行います。

区域担当児童委員への援助活動

当該区域内の児童委員が行う活動への援助や協力などを行います。

要援護児童・家庭への援助

虐待されている、あるいは虐待が疑われる児童の発見や実情を把握し、福祉施策の紹介やあっせんなどを行います。

民生委員・児童委員の選任

地区民生委員児童委員協議会と町内会・自治会からの推薦

↓
室蘭市民生委員推薦会(※)が北海道知事に推薦

↓
道が設置する社会福祉審議会の意見を踏まえ、厚生労働大臣に推薦

↓
厚生労働大臣が候補者を民生委員として委嘱

※民生委員推薦会…市に設置される委員会で、町内会長・民生委員・社会福祉事業関係者・社会福祉関係団体の代表者・教育関係者・関係行政機関の職員・学識経験者の7分野による委員で構成されています。

室蘭市民生委員児童委員協議会 会長 宮澤和義さん

民生委員制度は、創設から今年で105年目を迎えます。室蘭市では12の地区に分割し、それぞれの地区で毎月定例会を開いて活動方向を決め、委員の知識習得、事例の検討などを話合っています。

ここ数年の動向として「なり手」不足による欠員が常態化していることに頭を悩ませています。委員の欠員は、地域福祉の支援の停滞を招くとともに周辺委員にも負荷がかかることにつながります。ぜひ皆様に「なり手」の協力をお願いいたします。

最近の室蘭市民生委員児童委員協議会の活動としては、独自に「認知症早期発見プロジェクト活動」や「住民支え合いマップ活動」を行いました。その他、「つなぎ役」を使命とする民生委員のために「活動参考書」を編集し、活動しやすい環境を整えています。

一昨年来のコロナ禍により、特に高齢者層の見守りが十分にできない環境にあります。児童の通学路パトロールなどの日常活動は継続しています。また、町内会の一福祉委員としても地域サロンの実行や、えみなメイトの推進などを一緒に手伝わさせていただいています。これからも地域の身近な相談相手として皆様に寄り添います。

